



I. 2026年度の業務品質評価運営について

★第24回代理店業務品質検討WG（1月21日開催）において、第23回臨時検討WGの意見照会結果を踏まえ、ガイドラインの見直しや調査対応方針について議論しました。

▶2026年度の業務品質評価運営の変更点について

今年度の検討WGを通じてお示しした**2026年度運営の主な変更点**について、以下の通りお示しします。来年度調査における重要なポイントとなります、ご確認ください。

★2026年度 業務品質評価運営・調査方針の全体像

項目		2025年度	2026年度
評価基準等	評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 4象限(顧客対応、アフターフォロー、個人情報保護、ガバナンス)にて構成 PDCAサイクルにて構成 	<ul style="list-style-type: none"> 同左(考え方は踏襲) 監督指針改正等に合わせた新設、改正 2段階に分けての公表(第1弾は3月上旬公表予定、第2弾は未定)
	達成条件	<ul style="list-style-type: none"> 記録・確認等において各設問ともに均質的な達成条件を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 「重点確認項目」を中心に強化および厳格化を図る達成条件を設定 2段階に分けての公表(第1弾は3月上旬公表予定、第2弾は未定)
	重点確認項目	<ul style="list-style-type: none"> 設定無し 	<ul style="list-style-type: none"> 基本項目の中から設定(2026年度は8項目)
調査運営	経営陣の関与	<ul style="list-style-type: none"> 任意(義務付けはしていない) 	<ul style="list-style-type: none"> 義務付け(関与が見られない場合は「調査取止め」も)
	オフサイト調査	<ul style="list-style-type: none"> 書面にて3回程度のやり取り 必要に応じ、WebMT実施 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 協会指定資料の提出・確認 重点確認項目を中心に深度ある調査を実施
	オンサイト調査(更新調査はWebMT)	<ul style="list-style-type: none"> オフサイト提出書類の現物確認 未達設問の状況確認 経営層へのヒアリング(任意) 	<ul style="list-style-type: none"> 重点確認項目について経営陣等への確認 現物確認において協会指定資料の提出・確認 経営陣への態勢整備状況ヒアリング(必須)

※考え方、実施内容は各調査(初回調査・更新調査・定期調査)とも共通

▶評価基準・達成条件等に関する今後の対応について

12月17日に公表された監督指針改正案を踏まえた、来年度の評価基準・達成条件等に関する考え方、方針のポイントは以下の通りとなります。

【2026年度の調査対応方針(※1)】

2026年度	内容	公表時期	調査方針
【第1弾】 評価基準・達成条件	出向者・過度な便宜供与等の新設・改正	2026年3月上旬予定	調査開始時点でガイドラインに沿った対応を求める。(従来の調査対応方針と同じ)
【第2弾】 評価基準・達成条件	比較推奨販売・特定大規模代理店等の新設・改正	未定(2026年度中を想定)	調査開始後、代理店毎の対応状況を経営層にヒアリング。対応可能な時期を確認し、対応出来次第、必要書類を協会に提出いただく。

(※1) 調査対応方針は初回・定期・更新調査対象代理店共通となります。

代理店ごとに態勢整備の進捗状況が異なることを前提に、代理店の対応状況を踏まえた**柔軟な調査運用**を行います。

調査実施時点で【第2弾：2026年度業務品質評価基準】の評価基準・達成条件の対応が途中段階等の場合でも、**現時点での状況や今後の対応を「経営陣」に確認のうえ、今後の方針が明確または改善が見込まれる場合**については、「その対応が終了した時点」で改めて確認し、その内容を持って判定することを検討中です。

(※) 2026年度中に全ての対応が完了していなくても、そのことだけで評価結果未達とはせず、「経営陣」との対話を踏まえ、代理店の対応を総合的に判断し、判定を行うことも検討しております。

▶保険業界の直近の動きについて

金融庁より乗合代理店への行政処分を踏まえ「特別利益の提供の禁止」についてコメントがありました。概要を以下のとおりお示しします。

★金融庁の主なコメント

【保険業法第300条第1項第5号】


以下の行為は、**保険料の割引・割戻し(特別利益の提供)**に該当する懸念があります。

- 生命保険会社の募集人が、当該募集人自身を契約者または被保険者とする契約を取り扱った場合、当該募集人に当該契約の対価として報酬を支払うこと。
- 代理店の募集人が、当該募集人自身を契約者または被保険者とする契約を取り扱った場合、当該募集人に対し、当該契約の対価として報酬を支払うこと

【保険業法第300条第1項第9号(保険業法施行規則第234条第1項第1号)】

以下の行為は、「**何らの名義によってするかを問わず保険料の割引・割戻しを免れる行為**」に該当する懸念があります。

- 代理店の募集人が、「当該募集人と生計を一にする家族を契約者もしくは被保険者とし、当該募集人が実質的に保険料を負担する」契約を取り扱った場合に、当該募集人に対し、当該契約の対価として報酬を支払うこと

あわせて業務企画部会長より「代理店監査」について説明がありました。WG資料は [こちらから](#) ▶ 

II. 協会からのお知らせ

★2026年度の業務品質評価基準の改定および運営の見直しにあたり、認定代理店の取組み状況や実態を確認するため、認定代理店向けにアンケートを実施します。
1月23日(金)に当会よりメール発信しておりますので、ご確認の上回答をお願いいたします。

対象代理店	認定代理店、2025年度初回調査受審代理店(一次評価結果達成代理店)
アンケート方式	当会から回答フォーム(Microsoft Forms)をメール発信
結果の公表	3月18日(水)実施の第25回検討WGにて結果の概要を公表予定(代理店名は非開示)